福島県喀痰吸引等事業者等登録申請等実施要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、社会福祉士及び介護福祉士（昭和６２年法律第３０号。以下「法」という。）第４８条の３第１項の規定による喀痰吸引等の業務又は附則第２０条第１項の規定による特定行為の業務を行う事業所の登録について、法、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和６２年政令第４０２号。以下「政令」という。）並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和６２年厚生省令第４９号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（登録の申請）

第２条　法第４８条の３第２項及び法附則第２０条第２項の規定による申請をしようとするものは、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書」（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて２月前までに知事に提出しなければならない。

１「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」（様式第１－２号）

２「社会福祉士及び介護福祉士法第４８条の４各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式第１－３号）

３「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類」（様式第１－４号）

４申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

５申請者が個人である場合は、その住民票の写し

（登　録）

第３条　知事は、前項の規定により登録を申請したものが、法第４８条の５第１項に掲げる要件のすべてに適合し、法第４８条の４の各号いずれにも該当しないときは、法第４８条の５の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録簿」（様式第２号）により登録し、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録通知書」（様式第３号）により、その内容について通知する。

（登録内容の更新及び変更）

第４条　前条の規定により登録を受けた者は、法第４８条の３第２項各号に掲げる事項及び下記の事項について変更しようとするときは、法第４８条の３第２項第３号についてはあらかじめ「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書」（様式第４号）を、それ以外の事項に変更が生じた場合は、速やかに「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」（様式第５号）を、知事に提出しなければならない。

（１）業務方法書

（２）喀痰吸引等の実施に係る備品一覧
（３）実地研修責任者の氏名

２　知事は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容について、法第４８条の５第１項及び法第４８条の４の各号に基づき審査し、適正と認められる場合は、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録簿」（様式第２号）の更新をし、また、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新通知書」（様式第６号）により、その内容について通知する。

（登録の辞退）

第５条　登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）が喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあっては特定行為業務）を行う必要がなくなったときは、登録を辞退する日の１月前までに「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書」（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

２　前項に規定する辞退届出があったときは、当該登録喀痰吸引等事業者または登録特定行為事業者の登録は、その効力を失う。

（登録の取消し等）

第６条　知事は、登録喀痰吸引等事業者または登録特定行為事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

（１）法第４８条の４各号（第３号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき
（２）法第４８条の５第１項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
（３）法第４８条の６第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
（４）虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

（公　示）

第７条　知事は、法第４８条の８の規定に基づき、下記の場合には、その旨を福島県ホームページへの掲載をもって、公示しなければならない。

（１）登録をしたとき
（２）法第４８条の６第１項の規定による届出（氏名もしくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき
（３）法第４８条の６第２項の規定による届出があったとき
（４）前条の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じた時

（報　告）

第８条　知事は、法第４８条の９若しくは法附則第２０条第２項において準用する法第１

９条の規程に基づき、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録喀痰吸引事業者又は登録特定行為事業者に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第９条　知事は、法第４８条の９若しくは法附則第２０条第２項において準用する法第２０条の規程に基づき、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（関係書類の保存）

第 10 条　登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

（１）本要綱第２条から第６条に定める登録、更新、変更等にかかる申請書及び添付書類、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録通知書等については、永年保存とする。

（２）前号に掲げるほか、喀痰吸引等業務、特定行為業務にかかる関係書類については、各事業所で定める規定に基づき、適切に保存することとする。

２　関係書類の保存については、確実で、かつ、秘密が漏れることのないよう方法により行う。

３　関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

附　則　　この要綱は、平成２４年４月　１日から施行する。

附　則　　この要綱は、平成２５年４月　１日から施行する。